

別添 9

特別共同試験研究の特例措置（共同試験研究）に係る支出報告書実施要領

（目的）

第1条 この要領は、厚生労働省が所管する国立試験研究機関等（以下「国立試験研究機関等」という。）が法人等との共同試験研究について租税特別措置法施行令（以下「令」という。）第5条の3第19項第1号、及び策27条の4第19項第1項又は第39条の39第24項第1号並びに租税特別措置法施行規則（以下「規則」という。）第5条の6第7項第1号、第20条第13項第1号及び第22条の23第13項第1号の規定に基づく特別共同試験研究における特例措置に係る試験研究費の額を法人等（青色申告書を提出する法人又は連結法人若しくは個人をいう。以下同じ。）に報告するための手続きを定めることを目的とする。

（報告手続）

第2条 国立試験研究機関等は、法人等から令第5条の3第19項第1号及び第27条の4第19項第1号及び第39条の39第24項第1号の特別共同試験研究のうち、その契約又は協定（令第27条の4第11項第1号に規定する契約又は協定をいう。以下同じ。）に基づき、国立試験研究機関等が支出する試験研究費の額のうち法人等が負担した試験研究の額について報告を求められた場合には、その法人等の事業年度に応じて「共同試験研究に係る支出報告書」（様式第1号）により、速やかに報告を行うものとする。

2 前項の支出報告書は、支出に関する書類の作成の権限を与えられた者が作成するものとする。

（対象費目）

第3条 前条の共同試験研究における支出報告書の対象となる費目は、次の各号に掲げる費目とする。

- (1)設備費 当該共同試験研究を行うための設計費、加工費、建設費、機械措置購入費等
- (2)材料費 当該共同試験研究を行うために直接必要な原材料及び消耗品の購入に関する費用
（実験用材料、実験部品作成材料、写真材料、試薬、化学薬品、記録紙等の消耗品等）
- (3)物品費 当該共同試験研究を行うために必要な工具、器具、備品の購入、製造、改造、修繕又は据付に必要な経費
- (4)人件費 当該共同試験研究に直接従事する者に係る費用
（研究者及び研究補助者に係る給与、謝金、賃金等）
- (5)外注費 当該共同試験研究の遂行に直接必要な外注費
（再委託試験料、機械運搬料、フィルム現像料等）
- (6)諸経費 当該共同試験研究を行うために必要な文献購入費、印刷製本費、通信費、光熱水料、会議費、賃貸借料等）
- (7)旅費 当該共同試験研究に直接従事する者の当該共同試験研究の遂行に直接必要な所得税法第9条第1項第4号の規定に該当する旅費

(様式第1号)

共同試験研究に係る支出報告書

殿

㊟

貴者との契約又は協定に基づく下記1の共同試験研究(租税特別措置法第42条の4第3項、第68条の9第3項又は第10条第3項)について、下記の2のとおり報告します。

記

1. 共同試験研究の概要

共同試験研究の課題			
試験研究期間		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
共同試験研究者名等	区分	所属部局・職名	氏名
	国立試験研究機関等		(代表者氏名) 他名
	法人等		(代表者氏名) 他名

2. 共同試験研究の支出実績

貴者からの受入金額	円	受入年月日	平成 年 月 日
支出報告期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
上記「貴者からの受入金額」のうち試験研究のために支出する額 (租税特別措置法施行令第 条 第 項第 号)			
(1)設備費			円
(2)材料費			円
(3)物品費			円
(4)人件費			円
(5)外注費			円
(6)諸経費			円
(7)旅費			円
合計			円

記入上の注意

- (1) 共同試験研究の課題毎に別葉とする。
- (2) 1. 中の「試験研究期間」欄は、当該共同試験研究が行われた又は行われる期間を記入すること。
- (3) 2. 中の「貴者からの受入金額」欄及び「受入年月日」欄は、当該共同試験研究について法人等々の委託額の受入が2回以上の複数回となっている場合は、それぞれについて区分して記入すること。
- (4) 2. 中の「支出報告期間」は、1. 中の「試験研究期間」のうち、法人等からの求めに応じて当該報告書で報告する期間を記入すること。
なお、法人等の事業年度が国立試験研究機関等の事業年度と異なる場合は、法人等の事業年度に応じた報告書が必要となるので留意すること。
- (5) 2. 中の「上記「貴者からの受入金額」のうち試験研究のために支出する額（租税特別措置法施行規則第5条の6第7項第1号、第20条第13項第1号）又は第22条の23第13項第1号」欄は、次により記入すること。
支出実績の報告は、2. 中の「支出報告期間」において、支出の原因となる事実のあったものについて行うこととし、仮払い又は未払い等の経理をしているとしないを問わないものとする。
各費目毎に総額を記入することとし、その内訳の記入は要しない。
複数の法人等との共同試験研究については、費用負担について特段の定めがある場合には、その定めによることとし、特段の定めがない場合には、負担額に応じて按分すること。
共同試験研究契約において法人等が負担することとされている額を限度とする。
支出を証明する書類の添付はしない。

(様式第2号)

「共同試験研究に係る支出報告書」総表

機関名： _____

共同試験研究の課題名	共同試験研究相手先企業名	支出報告した試験研究費の額(単位：円)

【事務連絡先】 所属部局： _____
担当者名： _____
電話番号： _____ fax: _____

記入上の注意

1. 様式第1号において報告したものについて記載する。
2. 「共同試験研究相手先企業名」欄は、共同試験研究の契約書又は協定書に記載の名称を記入すること。
3. 2ページ以上にわたるものについては、本様式にならって作成すること。
4. [/] 欄には [頁 / 総枚数] を記入すること。

特別共同試験研究税額控除制度に関する問い合わせ先

	管轄地域	連絡先
厚生労働省		(国立試験研究所等との共同・委託試験研究関連) 大臣官房厚生科学課 TEL:03-3595-2171 FAX:03-3503-0183 大臣官房地方課 TEL:03-3595-2433 FAX:03-3595-2434 大臣官房地方課(各都道府県労働局窓口) TEL:03-3595-3052 FAX:03-3502-6807 国立病院部企画課 TEL:03-3595-2261 FAX:03-3580-9644 (大学等との共同・委託試験研究関連) 医政局経済課 他 TEL:03-3595-2421 FAX:03-3507-9041
北海道厚生局	北海道	TEL:011-223-8230 FAX:011-223-8235
東北厚生局	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島	TEL:022-716-7331 FAX:022-716-7371
関東信越厚生局	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・新潟・山梨・長野	TEL:03-5157-0511 FAX:03-5157-0521
東海北陸厚生局	静岡・富山・石川・岐阜・愛知・三重	TEL:052-959-2061 FAX:052-959-2065
近畿厚生局	福井・滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山	TEL:06-6120-3300 FAX:06-6120-3307
中国四国厚生局	鳥取・島根・岡山・広島・山口	TEL:082-511-2104 FAX:082-511-2107

四国厚生支局	徳島・香川・愛媛・高知	TEL:087-851-9565 FAX:087-822-6299
九州厚生局	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島	TEL:092-432-6781 FAX:092-432-6785
国立医薬品食品衛生研究所		TEL:03-3700-1141 (代表) FAX:03-3707-6950
国立保健医療科学院		TEL:048-458-6111 (代表) FAX:048-469-1573
国立社会保障・人口問題研究所		TEL:03-3595-2984 (総務課) FAX:03-3591-4816
国立感染症研究所		TEL:03-5285-1111 (代表) FAX:03-5285-1150
国立身体障害者リハビリテーションセンター		厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課国立施設管理室 TEL:03-3695-2455 FAX:03-3580-6094
独立行政法人国立健康・栄養研究所		TEL:03-3203-5721 (代表) FAX:03-3202-3278
独立行政法人産業安全研究所		研究企画調整部 TEL:0424-91-4512 FAX:0424-91-7846
独立行政法人産業医学総合研究所		企画調整部 TEL:044-865-6111 FAX:044-865-6124
<p>連絡先につき、各国立病院・療養所・高度専門医療センターについては、本省国立病院部企画課、各都道府県労働局については、厚生労働省大臣官房地方課にお問い合わせください。</p>		